

茨高広発第 804 号  
令和 2 年 11 月 5 日

茨城県作業療法士会 御中

茨城県後期高齢者医療広域連合  
連合長 豊田 稔



### 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施への 協力について（依頼）

当後期高齢者医療広域連合における制度運営に対しまして、平素より格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、これまでの医療保険制度では、75 歳に到達すると、それまで加入していた国民健康保険制度から、後期高齢者医療保険制度の被保険者に異動することになり、この結果、74 歳までの国民健康保険制度の保健事業と 75 歳以降の後期高齢者医療制度の保健事業が適切に接続されてこなかった課題がありました。高齢者は壮年期とは異なる健康課題を抱えており、高齢者の特性を踏まえた取組みが必要であるといった課題に対し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を令和 2 年度から広域連合と市町村が連携し行なえるよう、令和元年 5 月の健康保険法等の一部改正において規定されたところです。

高齢者の多面的な課題に対応した保健事業を実施するには、地域の医療関係団体等と市町村が積極的な連携を図り、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業における具体的な取組や事業全体に対し助言や指導を頂くことが必要となります。

この一体的実施事業は、国が掲げる健康寿命延伸プランの中で、令和 6 年度までに全市区町村において本事業を展開することとされており、当広域連合におきましては、令和 2 年度において 6 市町が実施しており、令和 3 年度には新たに 20 市町が事業実施を検討しているところです。

つきましては、市町村から貴会員の皆様のもとへ事業について連携を求められた際には御協力をお願いするとともに、会員の皆様への御周知をお願いいたします。

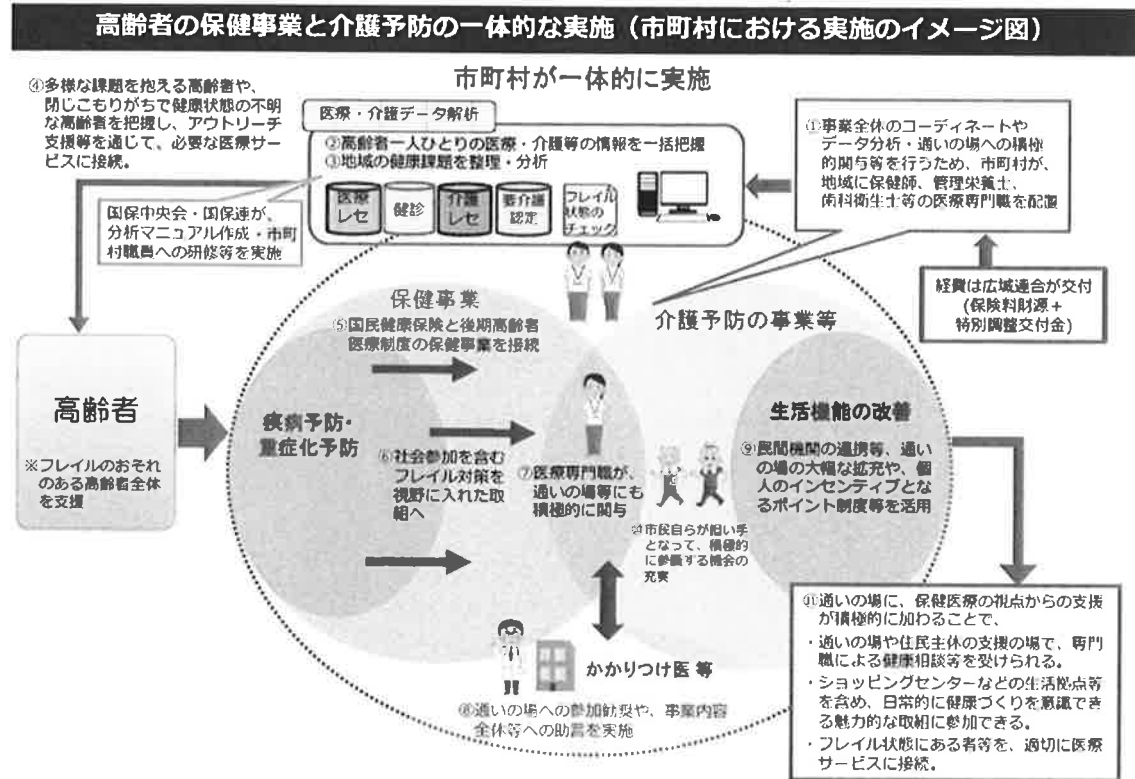
茨城県後期高齢者医療広域連合

担当：事業課 保健資格班

TEL：029-309-1212

E-mail：k08zigyoun@union.ibaraki.lg.jp

別紙「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業の医療関係団体等との連携について」



※高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第2版 抜粋

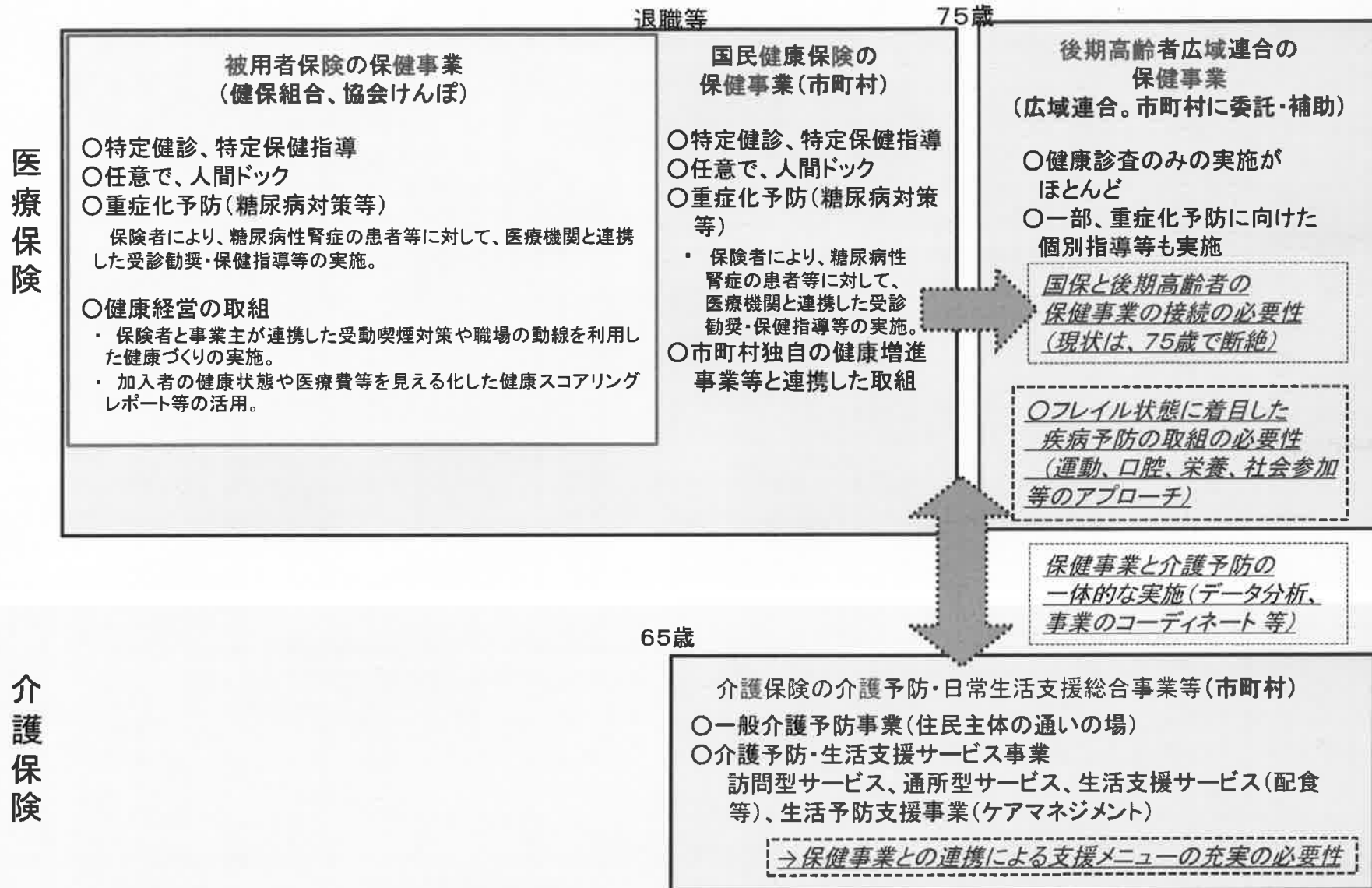
○医療関係団体等との連絡調整

地域の医療関係団体等と積極的な連携を図り、一体的実施の**事業の企画の段階から健康課題の共有、事業企画等の相談を進めるとともに、事業の実施後においても今後の事業展開につなげるため実施状況等についての報告**を行うこと。

- ① KDBシステムから、それぞれの地域で高齢者に多い疾病や増加している疾病、健診・医療未受診者の割合が高い地域など、各地域で着目すべき課題や優先順位の検討につながる情報を提供し、**事業メニューの企画・相談等、事業全体に対する助言や指導**を得ること。
- ② 上記①で把握した疾病のうち、重点課題と考えられる疾病について、**医療機関への受診勧奨に関する基準づくりや市町村と医療機関間の連絡様式等の検討**を行うこと。
- ③ かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師のいる薬局等においても高齢者の状況に応じて**通いの場等への参加勧奨**を行えるよう、医療機関等に対し、**事業案内や通いの場のマップなどを活用して必要な情報共有**に努めること。

※「令和2年度 特別調整交付金交付基準（算定省令第6条第9号関係）」抜粋

保健事業と介護予防の現状と課題(イメージ)



## 取組の推進に向けた体制整備

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、**高齢者の保健事業**について、  
広域連合と市町村の連携内容を明示し、**市町村において、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施。**

